

資料D-5 プレテスト（問題／答え合わせの画面）

児童虐待対応トレーニングツール

お問合わせ

通告受理

● プレテスト ● もとへ × ログアウト

以下の問題に答えましょう。

【1】 要保護児童の通告義務は児童福祉法の第何条に規定されていますか。

(1) 第25条
 (2) 第27条
 (3) 第28条
 (4) 第33条

【2】 児童福祉法には、要保護児童の通告先としてどこが定められていますか。

(1) 児童相談所のみ

児童虐待対応トレーニングツール

お問合わせ

第何条に規定されていますか。

○ 正解

【2】 児童福祉法には、要保護児童の通告先としてどこが定められていますか。

(1) 児童相談所のみ
 (2) 児童相談所、家庭児童相談室

資料D-6 学習目標

児童虐待対応トレーニングツール

お問合わせ

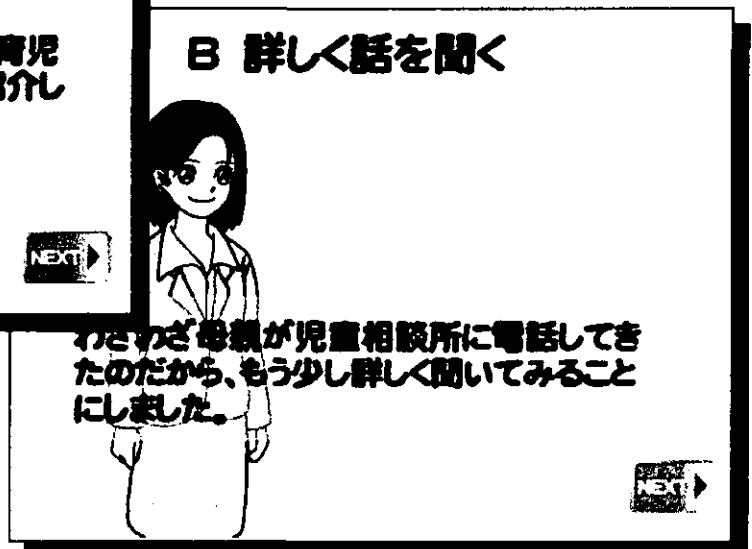
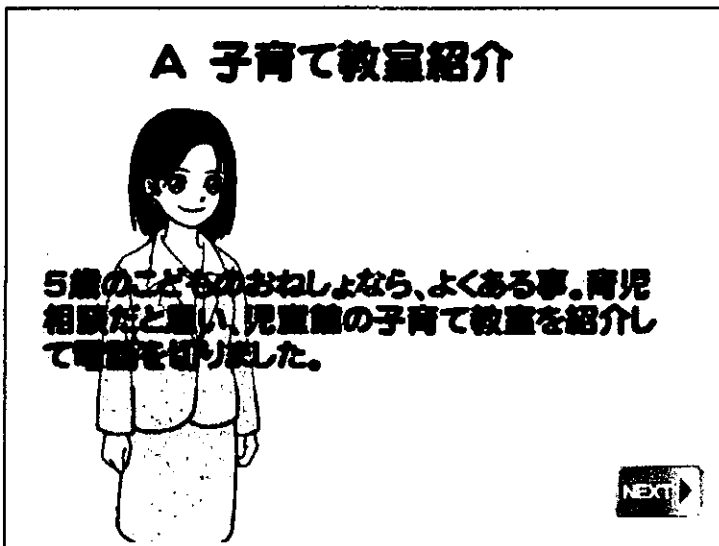
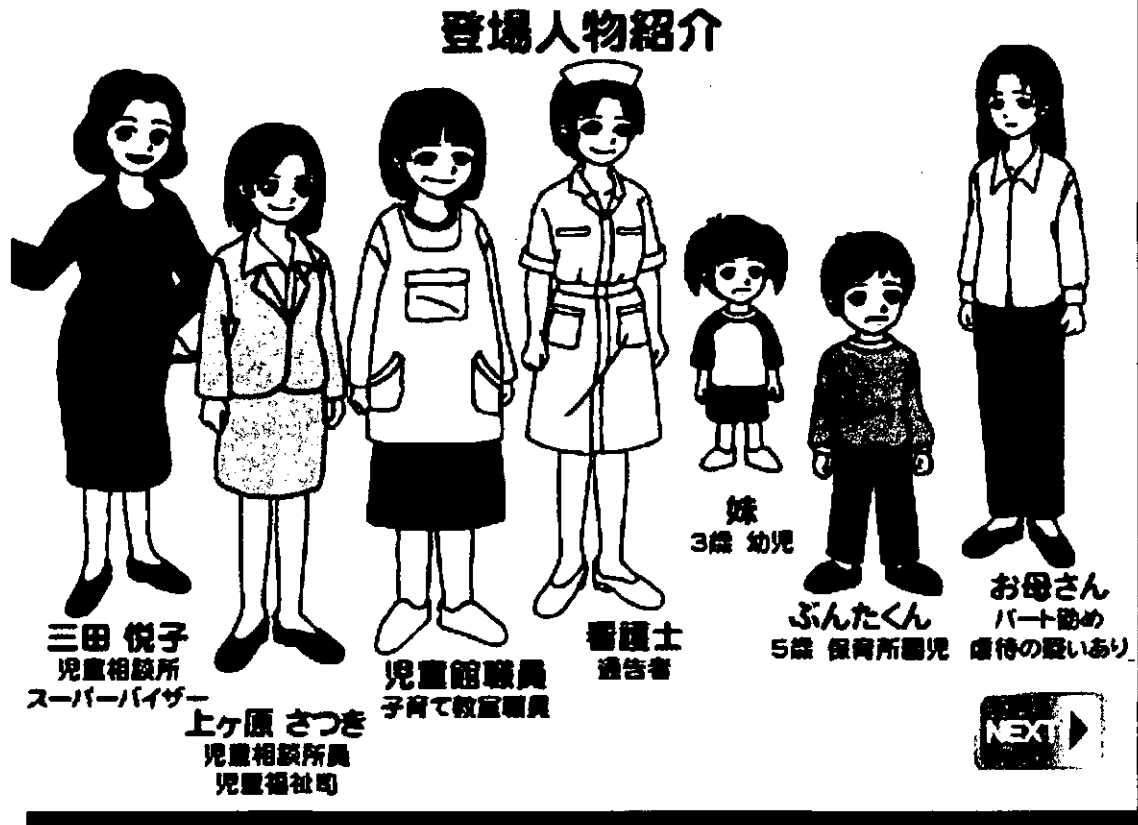
通告受理

● 学習 ● もとへ × ログアウト

通告や相談があり、受理をするとケースがはじまります。通告・相談があった時点では、まだ虐待相談であるかどうかの判断はつきませんので、通告や相談があったすべてのケースに通じる話になります。

ここでは、通告・相談のあった時点から、受理会議を経て、調査を行うまでの対応を学びます。

学習目標
(1) 児童相談所の相談の受付にはどのような種類があるか説明できる。
(2) 通告者に関する法的規制を説明できる。
(3) 虐待ケースの通告・相談の受付の手続きを説明できる。




資料D-9 シミュレーション（選択画面／不正解を選択した時の画面）


A
おねしょの対応を教える子育て教室を紹介。

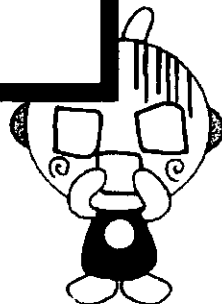
B
もう少し詳しく母親の話を聞いてみる。

さあ、さつきさんの取るべき行動は？
選んでください。



残念!不正解です。
Aを選択した場合に起きる可能性について見てみましょう。

A 
おねしょの対応を教える子育て教室を紹介。



資料D-10 シミュレーション（SVのアドバイス）

主訴が他の内容でも、背後に虐待問題の可能性はある



主訴が他の問題でも、その背後に虐待が絡んでいる場合があります。



児童虐待対応トレーニングツール

通告受理



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 通告・相談場面の基礎知識 ② 通告・相談の受付 ③ フェースシートを作成 ④ 調査は可能か判断する ⑤ 緊急受理会議の開催 ⑥ 子どもの安全確認 ⑦ 調査の開始 | <p>① 通告・相談場面の基礎知識</p> <p>[1] 相談の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童相談所で受け付ける相談を、相談受付の方法で分けると、以下の5つに大別できます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭等から受け付ける相談(法第15条の2) (2) 要保護児童の通告(法第25条) (3) 福祉事務所長からの送致(法第25条の2) (4) 家庭裁判所からの送致等(少年法第18条、第23条、第24条) (5) その他関係機関からの援助依頼、調査依頼、照会、届出等 |
|--|--|

児童虐待対応トレーニングツール

ようこそ、ゲストさん。行なう処理を選択して下さい。

アクセス統計

1. アクセス統計

日別・月別のトップページビュー、各登録者人数を、リアルタイムで閲覧できます。

登録情報統計

1. 児童相談所職員
2. 学生

各登録属性の統計が閲覧できます。
各登録属性の統計が閲覧できます。

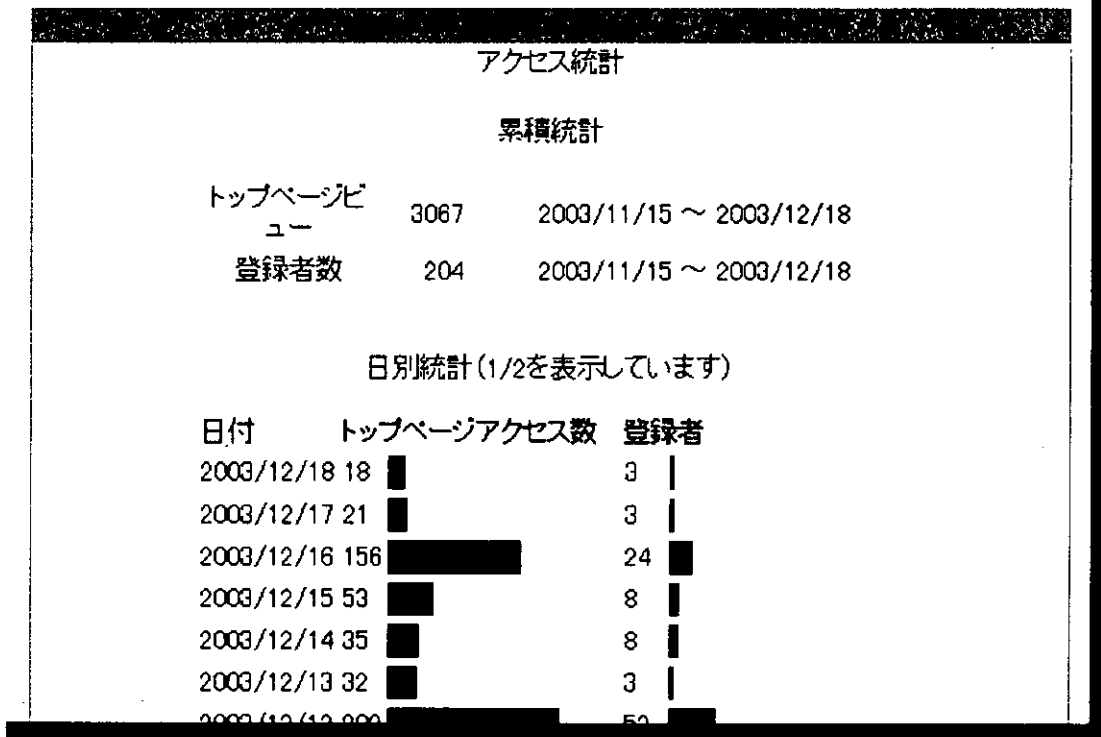
マスターデータのダウンロード

1. ダウンロード

マスターデータをダウンロードすることができます。

ログアウト

児童虐待対応トレーニングツール



事後アンケート

[●もどる](#) [×ログアウト](#)

このモジュールを試用してみて、感想をお願いします。

モジュール回答後アンケート	
● 評価できる点など	▲
	▼
● 内容がわかりにくかった点・改善点など	▲
	▼



◇ 13モジュール試用後アンケート

●もどる

このアンケートは13モジュール試用後の方へのみ表示されるアンケートです。ご回答にご協力下さい。

13モジュール試用後アンケート

●教材全体に対する評価

- | | | |
|--|--------------------------|---------------------------|
| (1)教材の内容は役立った | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (2)教材の内容は豊富である | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (3)教材全体の量が多すぎる | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (4)教材の内容はわかりやすい | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (5)経験の浅い児童福祉司の自学自習に役立つと思う | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (6)経験の浅い児童福祉司の研修に役立つと思う | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (7)児童福祉司以外の専門職に役立つと思う | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (8)子ども虐待のマニュアルとして役立つと思う | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (9)このようなマルチメディア教材(画像、動画、音声といったメディアを使った電子教材)は、印刷された文字情報(本など)の教材と比較すると、教育訓練に有効だと思う | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (10)このようなマルチメディア教材(画像、動画、音声といったメディアを使った電子教材)は、印刷された文字情報(本など)と比較すると、時間を節約できると思う | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (11)このようなマルチメディア教材(画像、動画、音声といったメディアを使った電子教材)は、印刷された文字情報(本など)と比較すると、身体的に疲れると思う | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |

3. シミュレーション

- (1) 内容は役立った はい いいえ
- (2) 内容は豊富である はい いいえ
- (3) 全体の量が多すぎる はい いいえ
- (4) 内容はわかりやすい はい いいえ
- (5) シミュレーションを行うことを負担に感じる はい いいえ
- (6) 評価できる点はどのようなところですか(自由記述)

△

▽

- (7) 改善点はどのようなところですか(自由記述)

△

▽

4. ビデオクリップ

- (1) 内容は役立った はい いいえ
- (2) 内容は豊富である はい いいえ
- (3) 全体の量が多すぎる はい いいえ
- (4) 内容はわかりやすい はい いいえ
- (5) ビデオクリップを見ることに負担に感じる はい いいえ
- (6) 評価できる点はどのようなところですか(自由記述)

△

▽

- (7) 改善点はどのようなところですか(自由記述)

△

▽

●教材の各部分に関する評価

1.事前テスト/事後テスト

- | | | |
|-----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| (1)テストの内容は役立った | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (2)テストの内容は豊富である | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (3)テスト全体の量が多すぎる | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (4)テストの内容はわかりやすい | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (5)テストを行うことを負担に感じる | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (6)評価できる点はどのようなところですか(自由記述) | | |

△

▽

- (7)改善点はどのようなところですか(自由記述)

△

▽

2.教材のテキスト部分

- | | | |
|-----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| (1)内容は役立った | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (2)内容は豊富である | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (3)全体の量が多すぎる | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (4)内容はわかりやすい | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (5)教材のテキスト部分を読むことに負担に感じる | <input type="radio"/> はい | <input type="radio"/> いいえ |
| (6)評価できる点はどのようなところですか(自由記述) | | |

△

▽

- (7)改善点はどのようなところですか(自由記述)

△

▽

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編著者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
芝野松次郎	第6章「児童虐待対応ケース・マネジメント・マニュアルー児童虐待に関わる児童福祉専門職の問題解決能力向上のためのマルチメディア教育訓練プログラムの研究開発」	芝野松次郎	『社会福祉実践モデル開発の理論と実際ープロセティック・アプローチに基づく実践モデルのデザイン・アンド・ディベロップメント』	有斐閣	東京	2002	185-204

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻名	ページ	出版年
尾崎京子、原佳央理、板野美紀、小野摩耶、芝野松次郎	「『子ども虐待対応の手引き』活用実態調査」	子どもの虐待とネグレクト	第5巻2号	380-395	2003
山野則子、木村容子、原佳央理、中島尚美、島山由佳子、小川智也、芝野松次郎	「子ども虐待ケースの援助における意思決定の分析ー児童相談所の熟練した専門家に対する面接調査を通してー」	子どもの虐待とネグレクト	第5巻1号	229-238	2003
芝野松次郎	「福祉」	現代のエスプリ 別冊 エビデンス・ベスト・カウンセリング	別冊	89-102	2004

目 次

I. 総合研究報告書

児童福祉専門職の児童虐待対応に関する専門性向上のための
マルチメディア教育訓練教材および電子書式の開発的研究
芝野松次郎

————— 53

(資料) 資料 A 研究組織図

(資料) 資料 B 研究協力者名簿

(資料) 資料 C 委員会・ワーキンググループ開催状況

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

————— 78

総合研究報告書

児童福祉専門職の児童虐待対応に関する専門性向上のための
マルチメディア教育訓練教材および電子書式の開発的研究

主任研究者 芝野 松次郎 関西学院大学社会学部教授

研究概要：本研究の目的は、児童虐待ケースの援助に携わる児童福祉専門職（主に児童相談所の児童福祉司）の専門性向上に資する①Web Site 型教育訓練ツール（教育訓練教材）と②実践ナビDBシステム（多機能型電子書式）の研究開発である。研究期間は平成13年より15年の3年間で、4つのプロジェクトが実施された。平成13年度および14年度に実施された2つのプロジェクトは、それぞれ「子ども虐待対応の手引きの活用実態調査」と「エキスパートに対する面接調査」である。この2つのプロジェクトを通して、どのような手引きや電子書式、あるいは教材が求められているのか、また、その内容として求められているものを明らかにしようとした。ことにエキスパートの面接調査からは、オプティマルに近い意思決定ルールを探し出し、ナビDBシステムに組み込むよう試みた。もう2つのプロジェクトは、WebSite 型トレーニングツールと実践ナビDBシステムの開発であるが、前の2プロジェクトの成果を踏まえ、課題の理解・叩き台の作成・試行と改良・普及という修正デザイン・アンド・ディベロップメント（M-D&D）の手順に従って行われた。本総合報告書では、こうした4つのプロジェクトを整理し報告するとともに、今後の課題についてまとめた。なお、プロジェクトごとの詳細な報告は、平成13、14、15年度の総括報告書を参照されたい。教材およびナビDBシステムの評価は、平成15年度からスタートした厚生労働省の児童相談所におけるIT化促進モデル事業と連携して行い、別途報告する。

A. 研究目的

児童虐待に対応する専門職の問題解決能力が再び問われている。

児童相談所における専門的対応の出口の部分、すなわち親子分離後の親への援助が本格的に議論され、専門的な支援態勢が整えられつつある。また、児童養護施設等へ

の措置期間中の児童への援助と家庭復帰援助、地域での見守り態勢なども整えられつつある。

しかし、報道される児童虐待事件を見ると、いまだに入り口の問題がまったく解決できていない。地域で児童に関わる専門職の児童虐待に対する認識の甘さはもとより、初期段階での児童相談所における意思決定の甘さが目立つ事件が相次いでいる。

こうしたことが、再び児童相談所の専門的対応の質に疑念を抱かせ、児童相談所のケース・マネジメントとそれを行う児童福祉司のコンピテンス（問題解決能力：competence）を如何に高めるかが大きな課題として、再度浮上することとなっている。

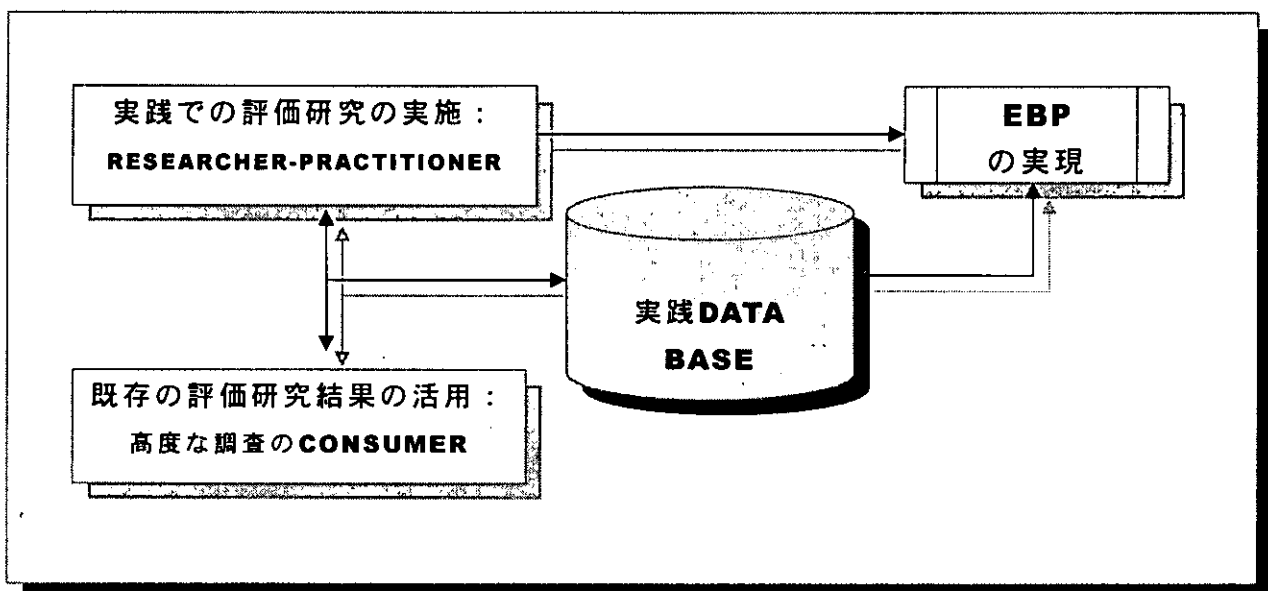
本継続研究の初年度および2年度の「厚生省子ども虐待対応の手引き」実態調査において報告したように、児童相談所に勤務する児童福祉司は、児童虐待ケースの援助について十分な専門的トレーニングを受けることなく任用され、専門的な援助がある程度できるようになると異動することが多い。したがって児童福祉司の専門的問題解決能力は短期間で養成されなければならないことになる。すなわち実践に即した効果的、効率的な教育訓練を行う必要がある。

医療や臨床心理の領域では、Evidence-Based Practice（EBP）の重要性が認識され、取り組みが進んでいる。ソーシャルワークでも近年EBPの必要性が訴えられ始めた。ソーシャルワークでは研究（research）と実践（practice）との連携によって、援助の質を高めることが長年の

課題であった。研究と実践の連携によるEBPとは、実験的コントロールを施した評価調査やアカデミックな研究から得られた結果の蓄積を活用することが中心であると考えられがちである（調査結果のconsumer）。しかし、実践家（practitioner）が日常の援助過程において調査を実施し、そこから得られるデータを実践にフィードバックさせるということもまたEBPである。後者もまた、ソーシャルワークでは、さらに古くからその重要性が訴えられ、“researcher-practitioner”という概念が導入されている。

後者の意味でのEBPは、児童虐待への専門的対応の質を高めるためには極めて重要なことであると、筆者らは考えた。児童相談所における児童福祉司の対応（実践）を記録、蓄積、分析し、それを実践へとフィードバックするシステム、すなわち経験から学ぶEBPのシステムを作ると考えたのである。図1にはEBPが実践からのフィードバックによって実現される仕組みが示されている。

図1 研究と実践の連携：実践からのフィードバック、経験から学ぶことによるEBPの実現



まとめると、児童虐待に対応する児童福祉専門職、すなわち、児童相談所における児童福祉司のコンピテンスを高めるためには、理解しやすく実践的な教材による効率的な教育訓練と、援助活動を記録、整理、分析し、援助へフィードバックするためのシステム（ケース記録や公式記録としての記録書式と実践ガイドとしての手引き）が必要となる。

本研究の目的は、①児童相談所の児童福祉司のコンピテンス向上に資するITを活用した教育訓練教材の研究開発（豊富なマルチメディア視聴覚教材を通して実践的な知識と技術を学習でき、インターネット上で利用可能な対話型の汎用教材）、②児童福祉司の実践をEBPとするための電子書式（ケース記録の書式に留まらない、アセスメント・意思決定・援助活動とその評価といった、実践を補助するナビゲーションとして活用できる電子書式）の研究開発である。

B. 研究方法

本研究は、3年の継続研究であり、本年度は最終年度となる。この3年間で基礎的研究として2つのプロジェクトを実施し、その成果を踏まえて、ITを活用したマルチメディア教育訓練教材とナビゲーションを提供しデータベースの働きをする電子書式の開発という2つのプロジェクトを実施した（図2参照）。厚生労働省は、本年度から3年間の予定で、図に示すように、3つの自治体において児童相談所におけるIT化促進のためのモデル事業を、スタートさせた。本研究で開発した2つの叩き台は、このモデル事業と並行して、3つの自治体でカスタマイズ（詠え）を行い、評価を行っている。この評価の進捗状況および結果は平成16年度以降随時報告する予定である。

図2 4つのプロジェクトと研究開発スケジュール

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
P1	←手引き活用実態調査実施・分析→		
P2	←エキスパート面接調査準備・実施・分析→		
P3		←・教材叩き台の作成・	←叩き台の試行・改良→
P4	←・・・・電子書式叩き台の作成・・・・		←叩き台の試行・改良→

連携 

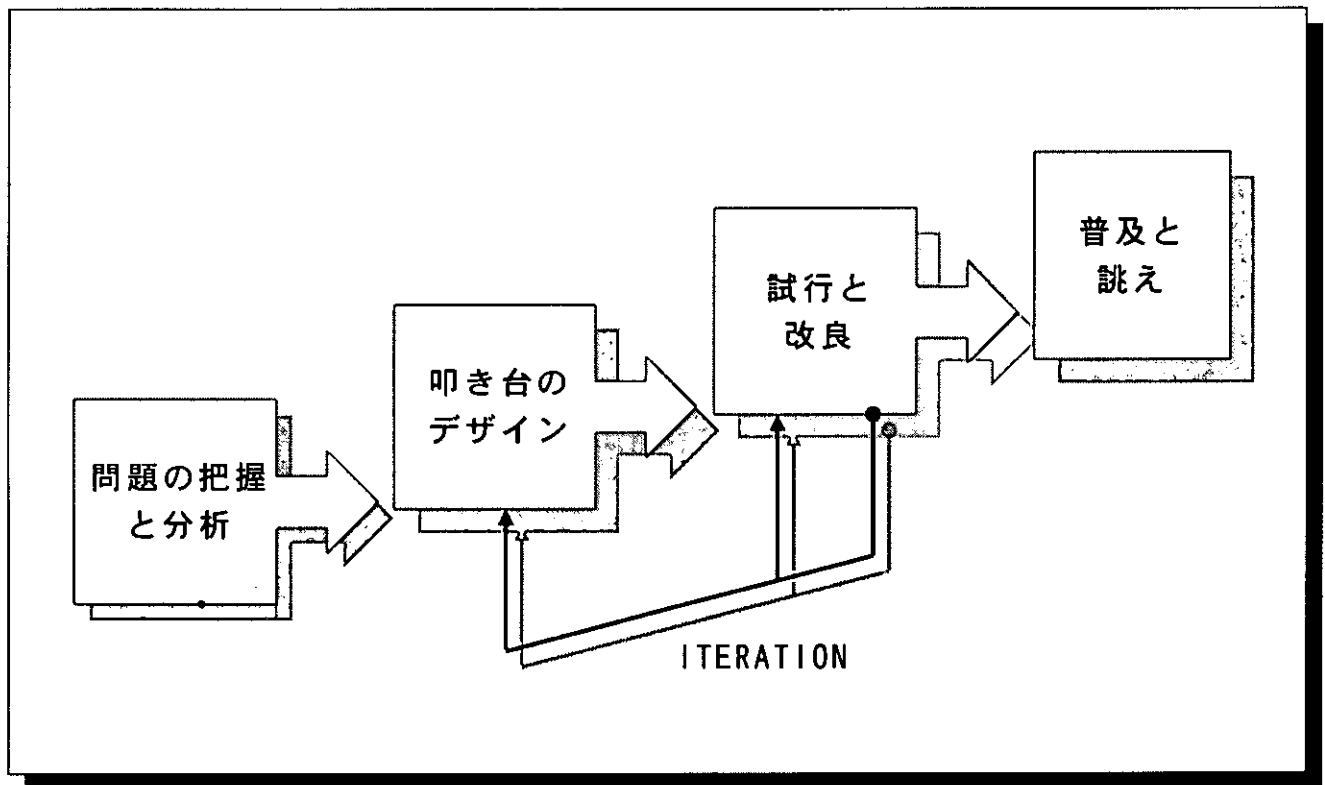
厚生労働省児童相談所
IT化推進モデル事業：
3つの自治体でカスタマイズされた叩き台の評価

プロジェクト1では、基礎調査として、スタンダードとなっている「厚生省子ども虐待対応の手引き（平成12年11月改訂版）」の活用実態を調査した。全国児童相談所（175ヶ所と7分室）に勤務する児童福祉司（平成12年度把握実数、1326名）を調査対象として、アンケート送付による調査を実施した。

基礎研究としてのプロジェクト2の目的は、児童虐待ケース援助プロセス中の重要な意思決定場面における熟練した児童福祉司（以下「エキスパート」と呼ぶ）の優れた判断行動特性（認知構造）を知ることであった。平成14年度は、エキスパートに特徴的な145のルールを、11の意思決定場面別に分析し、エキスパートの特徴ごとに整理した。平成15年度は、エキスパートの特徴をより明らかにするために、エキスパートに特徴的な判断ルールを、KJ法を用いてグループ化し、分析した。

こうした2つのプロジェクトの成果を踏まえて、プロジェクト3では、マルチメディア教育訓練教材を研究開発し、プロジェクト4では、ナビゲーション兼データベース型電子書式を研究開発した。研究開発には、修正デザイン・アンド・ディベロップメント（M-D&D：芝野2002）の手続きを用いて研究開発した。この手続きは、ミシガン大学のThomas, E.J.らによって開発され、デザイン・アンド・ディベロップメント（D&D）と呼ばれている。芝野（2002）は、これを実践場面でも活用できるように簡素化し、新たな概念を導入することによって修正し、修正デザイン・アンド・ディベロップメントとして手続きをまとめた。図3はプロセスを図式化したものである。詳細については平成13年度および平成14年度の総括報告書を参照されたい。

図3 M-D&Dのプロセス



倫理面への配慮：本研究では、次のような倫理的配慮を行った。①個人情報の保護：プロジェクト1および2から得られたデータの分析に際しては、児童福祉司やエキスパート個人が特定できないように配慮するとともに、援助対象者（利用者としての子どもおよび保護者）に言及する際にも個人が特定できないように細心の注意を払った。プロジェクト3の教材に関しても、事例によるシミュレーションはFlashによるアニメーションを採用した。臨場感をやや損なうことを覚悟でアニメーションを採用した理由は複数あるが、個人情報の保護もその大きな理由の1つである。内容についても個人が特定されないように配慮した。プロジェクト4では、試行、評価、改良の過程で知りうる利用者の個人情報に関して、漏洩や他の目的で使用するのしないように最大の注意を払った。ことに、電子媒体での情報処理には万全を期し、IT化の利点を損なわず、個人情報の保護が現時点で可能な児童相談所内での有線LANに留め、児童相談所間のネットは見送った。②児童福祉司のQWLへの配慮：プロジェクト4でナビDB型電子書式の試行・評価・改良のプロセスにおいて、児童福祉司の協力を得る場合にも、児童福祉司のQWL（Quality of Work Life）に配慮した。今後3つの自治体におけるモデル事業の中で、カスタマイズされた叩き台の評価が本格化するが、この方針を維持する。

C. 結果および進捗状況

本研究の全体を要約して報告するが、まず、最終年度において追加あるいは修正された点について概観する。

プロジェクト2については昨年度、エキ

スパートの面接調査を終了し、収集した質的データを分析したが、その結果を踏まえた上で、今年度はKJ法を用いてエキスパートの意思決定ルールについて再分析を試みた。

プロジェクト3では、叩き台を完成したのでその詳細を報告するとともに、学生を対象とした評価結果についても一部報告する。叩き台は、改良を重ねることによって、マルチメディア型教育訓練教材からさらに進化し、インターネットで活用できるホームページ型の汎用教材となった。名称も「**WebSite型トレーニングツール**」へと改め、総合的な児童福祉司の教育訓練プログラムとした。

プロジェクト4は、M-D&Dの第4フェーズ、すなわち普及（dissemination）の段階に入った。平成14年度に完成させたナビ兼データベース型電子書式は、児童虐待への対応に際して児童福祉司を導くナビゲーションの機能はもちろん、電子書式を使用することによって入力された詳細な援助情報を整理、蓄積し、データベース化する機能を備えている。また、データベースから実践情報を検索、抽出、分析する機能、年報や厚生労働省への報告書となるさまざまな統計資料、帳票を打ち出す機能なども備え、総合的な電子書式システムへと進化した。プロジェクト3と同様、システムの機能をより明確にするために、名称も「**実践ナビDBシステム**」へと変更した。

1. プロジェクト1

研究目的：児童虐待対応の手引きとしてスタンダードとなっている「厚生省 子ども虐待対応の手引き」の活用実態を調査することによって、必要とされているマニュアルや記録はどのようなものであるかを明

らかにしようとした。

研究方法： 全国児童相談所(175ヶ所と7分室)に勤務する児童福祉司(平成12年度把握数、1,326名)に手引きの使用頻度や内容の評価などについて訊ねた調査票を配布した。初年度は単純集計を中心とした分析を行い、平成14年度は、多変量解析を用いて2次分析を行った。なお、分析にはSPSS 11.0J for Windowsを用いた。

結果： 初年度の単純集計を中心とした分析では、全体として手引きの内容の評価は高いが、スーパーバイズ経験者の利用頻度が高く、経験の浅いワーカーほど手引きを活用していないこと、携帯に便利で参照しやすい手引きを求めていること、ITの活用に関しては年齢による差は大きいものの関心があることなどが明らかとなり、ITを活用したモバイル型の手引きや教材の開発を支持する結果となった。

平成14年度の2次分析では、仮説として①児童福祉司の専門性・熟練度と『子ども虐待対応の手引き』の有用性判断は**使用頻度**に影響がある：すなわち、専門性が低く、熟練度が低く、内容の有用性を認めているほど、使用頻度が高くなる、②児童福祉司の専門性・熟練度と『子ども虐待対応の手引き』の有用性判断は使用評価に影響がある。専門性が低く、熟練度が低く、内容の有用性を認めているほど、**使用評価**が高くなる、を設定し、探索的因子分析、重回帰分析を用いて分析した。

分析結果および考察の詳細は平成14年度の総括報告書に譲るが、結論として、上記2つの仮説は支持された。したがって、調査の限界を考慮しなければならないが、専門性が低く、熟練度も低い、手引きというものの有用性を認めているワーカーは、

手引きの使用頻度が高く、内容も評価している結果となった。こうした点を配慮しつつ後の2つのプロジェクトが実施されることとなった。

2. プロジェクト2

研究目的： 子ども虐待ケースの援助を行うにあたって、一時保護や施設入所など重要な意思決定をしなければならない場面がいくつかある。本研究の目的は、そのような場面で、児童相談所の熟練した専門家(いわゆる、エキスパート)が行う意思決定のルールを明らかにすることである。

エキスパートがこれまで培ってきた経験や勘を、エキスパート個人の中の普遍的な意思決定のルールとして表すことを試みた。意思決定(IF-THEN)のルールとして表すことで、手引きや教育訓練教材に、エキスパートの経験や勘を積極的に取り入れていくことができると思われる。

平成14年度にエキスパートの面接調査を終了し、①意思決定場面別に意思決定ルールを分析し、②エキスパートの特徴別に意思決定ルールをグループ化した。詳細については平成14年度の総括報告書を参照されたい。平成15年度は、KJ法を用いてエキスパートの意思決定ルールの再分析を試みた。ここでは、3年間のまとめとして平成15年度の再分析結果について報告する。

研究方法： 平成15年度の調査で明らかになったエキスパートの145の意思決定ルールについてKJ法を用いて分析を行った。

分析結果： その結果、エキスパートの特徴として、次のような6つの特徴が明らかになった。①明確なアセスメント基準を

持っている、②介入にあたって目的を明確に持ち、幅広く先を見通している、③一貫した態度を崩さないが柔軟性を持っている、④深い洞察力を持っている、⑤子どもや保護者の主体性を尊重しながら、エンパワーしている、⑥持っている資源や情報を最大限活用する、である。

①明確なアセスメント基準を持っている

エキスパートは、明確なアセスメント基準を持って意思決定している。ここでいうアセスメントには、大きな意思決定場面から小さい意思決定場面まで、様々なレベルのアセスメントが含まれる。大きな意思決定場面については、一時保護の要否、28条申立の要否、親権喪失宣告の要否、家庭復帰の適否、終結の要否等などが含まれる。また、小さい意思決定場面としては、例えば、施設入所中の面会・外出・外泊の適否、面接を夫婦一緒に行うかどうか、どのような時に子どもとの信頼関係をより重視するか、火傷や暴力による身体的虐待の場合の重症度や緊急度の判断などが含まれる。エキスパートは、判断をするために必要な情報と、どのように判断をくださるかという基準を明確に持っているのである。

②介入にあたって目的を明確に持ち、幅広く先を見通している

エキスパートは、介入にあたってははっきりとした目的を持ち、その介入がケースに与える影響も考慮しながら、介入の時期やタイミングを決定している。そして、早い段階から、さまざまな道筋を想定し、どの方向にケースが展開しても対処できるように、事前に準備をしている。それは、一時保護等の大きな意思決定場面では当然であるが、一面接場面、一問一答で詰め寄られるような緊張場面などあらゆる場面での

えることである。

例えば、一時保護や面接をする際、エキスパートは児童相談所の働きかけに対して、保護者や子どもがどのような反応をしてくるか、いろいろな可能性を考え、それに対して対応策を考えているのである。また、中長期的なケース処遇についてであれば、どのようにケースが展開する可能性があるかを事前に考え、対応しているのである。一時的に保護者と対決することとなっても、その後の見通しを持っているため、緊張の圧力に屈することなくとっさに冷静な判断ができるのだと考えられる。

③一貫した態度を崩さないが柔軟性を持っている

保護者から難題が出されたり、保護者との対立が予測されたり、といった事態となっても、保護者との対立を恐れず、一貫した態度を崩さない。むしろ難題や対立を、介入の糸口としている。その一方で、相手の出方にあわせて柔軟に対応している。保護者からの要求を受け入れることによって保護者が納得し、今後の介入の糸口になると思われる時には、要求を受け入れるという柔軟性を持って意思決定している。

④深い洞察力を持っている

保護者や子どもの表面的な言動にとらわれず、言動の本当の意味を見抜く力を持っている。一見問題と思われる言動の中にも、その人が発するSOSや小さなプラス面を拾って、援助にいかしている。また、個々の状況と家族全体の影響を考慮し、包括的な視点を持って意思決定をしている。

⑤子どもや保護者の主体性を尊重しながら、エンパワーしている

意思決定をする際には、子どもや保護者

の主体性を大切にしている。そして、子どもや保護者をエンパワーするにはどうすべきか、必要な力をどうしたら身につけられるか考えている。

⑥持っている資源や情報を最大限活用する
連携できるだけの人的資源やパイプを豊富に持ち、本来の目的にとらわれず関係機関を効果的に活用している。例えば、警察や審議会など、その機関本来の目的にしばれず、その機関のイメージを援助に活用し、効果をあげているのである。

また、家族と関係機関との関係性の変化に注目しながら、ケースに主として関わっていくキーとなる機関を見極めたり、キーとなる機関を柔軟に切り換えたりしている。

まとめ： エキスパートは、経験や勘に基づいて判断をしており、エキスパートの認知構造は堅固であるが柔軟で、新しいものを柔軟に取り入れながら、変化すると考えられている。今回のエキスパートへのインタビューによってその一面が明らかになった。エキスパートはあらゆる情報、資源、また過去の経験をインプットしており、それを必要な時に取り出すということを繰り返していた。その応用力は非常に柔軟であり、しかしひとつひとつの意思決定場面では揺れがなく、かっちりしていた。例えば「柔軟性」としては、その場その場で、相手の出方に合わせて対応したり、本来の目的にとらわれず関係機関を効果的に活用したり、キーとなる機関を柔軟に変更したりするところにあらわれている。「かっちり」している部分としては、介入にあたっては目的を明確に持ち、幅広い見通しを持って段取りをつけていること、保護者から難題を出されたり対立が予測されたりしても一貫した対応がとれることなどがあげら

れる。

2. プロジェクト3

研究目的： 本研究の目的は、子どもの虐待ケースの援助を行う児童相談所の児童福祉司、特に経験の浅い児童福祉司が、必要な専門的知識と技術を効率的に習得するための教育訓練教材を開発することである。この教材は、画像や音声など、複数のメディアを含んだマルチメディア教材であり、インターネットのブラウザを通して利用できる WebSite 型の教材である。

なお、この教材は、専門性を向上させるひとつのツールである。実際に技術を身につけるためには、当然のことながら実践が不可欠であり、この教材は、スーパービジョンや他の研修と並行して用いることが望まれる。また、教材は、経験の浅い児童福祉司の対応のばらつきをおさえ、一定のサービス水準を満たすことができるよう、援助や意思決定の大枠や視点を提示するものであり、個人の裁量を否定するものではないことを明記しておく。

マルチメディア教材のレビュー： コンピュータを用いたマルチメディア教材には、さまざまな利点がある。Leung らは、コンピュータをベースにしたトレーニングの先行研究をまとめ、マルチメディア教材の利点として、①ユーザーがコンピュータと対話的に学習できること、②ユーザーのレベルにあわせて学習できること、③繰り返し使用するなど、ユーザーにあわせてフレキシブルに利用できること、④ビデオやアニメーション、サウンド、グラフィックなど、さまざまなメディアを統合できること、⑤個人やグループの情報を蓄積できること、⑥クライアントを傷つけずに経験的な実践

ができること、などをあげている (Leung, Cheung & Stevenson, 1994)。

マルチメディア教材の開発と評価が行われているが、マルチメディア教材は多くの利点を持っているが、ペーパーベースの教材と有効性が変わらなかったり、ユーザーに負担をかけたりする可能性を持っていることが明らかになっており、教材の開発にあたり、教材の効果とユーザーの負担感について、詳細に評価をする必要性があると考えられる (Banyan & Stein, 1990; Mayer, 2003; Patterson & Yaffe, 1993; Satterwhite & Schoech, 1995)。

研究方法： 研究方法は、修正版デザイン・アンド・ディベロップメント (M-D & D) に従っている。M-D & Dの方法についての詳細については平成 13 年度および平成 14 年度の総括報告書を参照されたいが、ここではプロジェクト 3 にひきつけて、簡単にふれておきたい。M-D & Dは、プロセティック環境を構築する視点を盛り込んだ開発的研究の手順を示している。プロセティックとは、損なわれた身体の一部を補うことによって失われた機能を取り戻すために義足や義手、義歯といった器具を用いて行なう治療法や治療学のことである。これを、人の行動上の問題に対する処遇を考える場合にあてはめると、環境の変化により失われた人の行動や能力をうまく引き出す環境、十分に発揮されていない能力や行動を補綴する環境 (プロセティック環境) を用意することによって、能力や行動を取り戻したり発揮したりすることができる (芝野, 2003a)。M-D & Dで開発した教材は、多忙な児童福祉司の自発的な学習を起りやすくするような工夫を組み込むことで、児童福祉司のプロセティック環境を生み出す役割を持っているといえる (芝

野, 2003a)。

M-D & Dは、図 3 に示したように、4 つの段階に分かれており、本研究は、現在、第 3 段階にある。第 2 段階では、『子ども虐待対応の手引き』、『児童相談所運営指針』、その他のマニュアル等を参考にし、プロジェクト 2 で芝野 (2002, 2003b) らが行った調査であきらかになった、熟練した児童福祉司 (エキスパート) の意思決定のルールを取り入れて、叩き台を作成した。

第 3 段階は、試行と改良の段階である。児童相談所の所長や児童福祉の専門家、児童福祉専門職の研修を行っている研修センターの職員の方に、叩き台をデモンストレーションし、評価をしていただいた。また、児童福祉司と社会福祉学を専攻する学生による試行と評価を行っているが、本報告書ではその一部を紹介する。

教材の特徴： 教材の特徴は 3 つにまとめられる。

1. マルチメディア教材

1) シミュレーションやビデオクリップなどさまざまな視聴覚メディアを統合し、活用して学習できる。

2) 研修と異なり、時間と場所に縛られずに個人のペースにあわせて学習できる。

3) 研修費用の削減ができる。

2. WebSite 型の教材

1) 均質で最新の内容を多くの人に短時間で提供できる。

2) 管理者 (スーパーバイザー等) はユーザーの進捗状況や理解度を把握できる。

3. 教材がモジュール化されている

教材は、テーマ別にモジュールに分かれているので、個人の状況にあわせて必要なモジュール組み合わせで学習するなど、フレキシブルに活用できる。